

○文部科学省告示第五十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年四月十五日

文部科学大臣 萩生田 光一

友禪着物「楔形花片漸層文様」のた めの草稿***	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた めの草稿***	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた めの草稿***	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた めの草稿***	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた めの草稿***	友禪着物「楔形花片漸層文様」	友禪着物「流水文」	友禪着物「黎明」	友禪着物「青海文」	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和二年三月二十四日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和二年五月十五日から令和二年七月十五日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	京都国立近代美術館 館長 柳原 正樹 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町二十六―一	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	京都国立近代美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町二十六―一 令和二年五月二十三日から同年七月十二日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *	友禪着物「楔形花片漸層文様」のた 草稿 * * * * *
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右